

平成 22 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社SEメディアパートナーズ
代表者名 代表取締役社長 大林 浩
(コード番号 2495 札証アンビシヤス)
問合せ先 取締役 富樫 憲太郎
(TEL. 03-3263-4666)

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月17日開催の取締役会において、下記のとおり、商号の変更および定款の一部変更について平成22年6月17日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 商号の変更

1. 変更の理由

当社は、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を決議しました。その後本公開買付けを平成 22 年 4 月 12 日から実施し、平成 22 年 5 月 13 日に終了いたしました。当社の親会社である SE ホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社（以下「SE H&I」という）は同社の保有する当社株式 9,865 株につき、本公開買付けに応募し、当社は平成 22 年 5 月 20 日（決済開始日）付で当該応募株式を同社から取得するため、SE H&I は同日付で当社の親会社に該当しないことになり、当社は SE H&I 及び同社グループから独立する予定であります。これを機に今後の当社が目指していくビジョンを表す「アキナジスタ株式会社」に当社商号を変更するものであります。

この「アキナジスタ」という名称（社名）は、「商い（あきない）」と「ファンタジスタ」の 2 つの言葉を合わせ、「賞賛される商い（ビジネス）を創造し、社会に貢献する」という新たな経営理念を表す造語であります。また、賞賛される商売人（ビジネスマン）を育成するという意味も込めています。今後は新しい社名のもと、お客様、お取引様、社員、株主様やその他ステークホルダーに賞賛される会社を目指してまいります。

(1) 新商号 (英文表記)

アキナジスタ株式会社 (英語表記: Akinasista Corporation.)

(2) 変更予定日

本商号変更を含む「定款一部変更の件」が平成22年6月17日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件として、平成22年7月1日に効力が生じるものといたします。

II 定款の一部変更

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、同種のまたは重複する事業目的の整理・統合を行うために事業目的について変更を行うものであります。
- (2) ガバナンス体制の改善と強化のため、代表取締役と役付取締役の選任を独立させ、最適な人事を可能とするために規定の変更を行うものであります。
- (3) 補欠監査役の選任の期間を合理的な期間へ伸長するため、規定の新設行うものであります。
- (4) その他、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は株式会社SEメディア <u>パートナーズ</u> と称し、英語では“SE Media <u>Partners Co.,Ltd.</u> ”と表示する。	(商号) 第1条 当社はアキナジスタ株式会社 と称し、英語では“ <u>Akinasista corpora tion.</u> ”と表示する。
(目的) 第2条 当社は次の事業を行なうこと を目的とする。 <u>1. 成果報酬型広告ネットワークシステム の企画、開発、運用および販売</u> <u>2. インターネット上の物販およびデジタ ルコンテンツの提供、仲介業務</u>	(目的) 第2条 当社は次の事業を行なうこと を目的とする。 <u>1. インターネットに関する業務</u> <u>2. 携帯電話および携帯端末に関する業務</u>

現行定款	変更案
<p><u>3. インターネットを利用した情報提供および仲介業務</u></p> <p><u>4. 広告業務および広告代理業務</u></p> <p><u>5. マルチメディア関連情報提供サービス</u></p> <p><u>6. コンピューターソフトウェアの企画、制作、保守、運用及び販売業務</u></p> <p><u>7. 海外における情報技術関連の研究開発及び売買業務</u></p> <p><u>8. 携帯端末、携帯モバイル端末用のソフトウェアの研究開発及び販売業務</u></p> <p><u>9. 情報セキュリティマネジメントシステムに関するコンサルティング及び構築支援業務</u></p> <p><u>10. コーポレートガバナンスに関するコンサルティング及び構築支援</u></p> <p><u>11. コンプライアンスに関するコンサルティング及び構築支援</u></p> <p><u>12. コンピュータシステムの構築、管理、運営及びコンサルティング業務</u></p> <p><u>13. コンピュータ機器の販売及び保守業務</u></p> <p><u>14. 情報セキュリティ及びコンピュータシステム関連情報提供サービス業務</u></p> <p><u>15. ウェブサイトの企画、制作、運用及び売買等のコンサルティング業務</u></p> <p><u>16. 日用品雑貨並びに厨房用品雑貨の輸出入及び販売</u></p> <p><u>17. 損害保険の代理業務</u></p> <p><u>18. 生命保険の代理業務</u></p> <p><u>19. 前各号に付随関連する一切の業務</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>3. 広告業務および広告代理業務</u></p> <p><u>4. ソフトウェアおよびコンテンツに関する業務</u></p> <p><u>5. 物販業務</u></p> <p><u>6. 放送、通信に関連する業務</u></p> <p><u>7. コンサルティング、仲介および情報提供業務</u></p> <p><u>8. 損害保険の代理及び生命保険募集に関する業務</u></p> <p><u>9. ベンチャー等に対する投資、企業・事業の売買及びその仲介</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>10. 前各号に付随関連する一切の業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第19条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>代表</u>取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表</u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第30条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p>3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規定)</p> <p>第36条監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、<u>監査役会規定</u>による。</p> <p>第37条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第37条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(付則)</p> <p><u>第1条 本定款第1条の変更は、平成22年7月1日より有効とし、平成22年6月30日までは変更前の内容を有効とする。なお、平成22年7月1日をもって本条を削除する。</u></p>

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月 17 日
平成 22 年 6 月 17 日
(ただし、第 1 条は平成22年 7 月 1 日)

以 上